

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	20 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から同年 10 月まで

厚生年金保険に加入していた夫が昭和 61 年\*月\*日に死亡したので、厚生年金保険に係る手続を行った際に、国民年金に加入するよう助言を受けたので、すぐに A 市役所で国民年金の加入手続をした。後日、納付書が届いたので一括で保険料を納付したが、申立期間が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 7 月ころに A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、納付書が届いたので、その納付書で、銀行又は同市役所の窓口で納付したと思うとしているところ、申立人提出の年金手帳の「国民年金の記録」欄には、同年 4 月 1 日に第 3 号被保険者の資格を取得し、同年\*月\*日（申立人の夫の死亡日）に第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に切り替えられている旨の記載がある上、同市役所では、申立期間当時の現年度保険料は、納付書により銀行等の金融機関で徴収していたとしている。

また、申立期間は 5 か月と短期間である上、申立期間以降に行われた国民年金被保険者種別変更届けも適切に行われており、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの期間、46年10月から同年12月までの期間及び53年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで  
② 昭和46年10月から同年12月まで  
③ 昭和53年2月及び同年3月

私は、昭和44年3月に学校を卒業し、同年4月から両親の経営するA店に就職した。20歳になったときに父がB区役所で国民年金加入手続をし、父が納付書に現金を添え同区役所で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料については納付していたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、B区国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和45年7月18日に国民年金加入手続をしたことが確認でき、加入手続時点で申立期間①の保険料は過年度納付が可能な期間であり、6か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。
- 2 申立期間②について、その前後の国民年金保険料は現年度納付済みであり、3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。
- 3 申立期間③について、直後の国民年金保険料は現年度納付されている上、及び申立人の所持する国民年金手帳から同時期の氏名及び住所は適

切に変更手続されていることが確認でき、2か月と短期間である申立期間③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私は、昭和56年7月出産予定のため、同年3月31日付けで当時のA社本店を退社し、同年4月ころ会社の人が手続してくれたか、自分が近くの出張所へ行って、国民年金の加入手続をした。納付方法については、納付書に現金を添えて、B銀行（現在は、C銀行）D支店から納付し、その際、領収書をもらった記憶がある。しかし、引っ越しの時に古い書類などは廃棄したためか、現在、その時の領収書は無いが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月ころ国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、57年12月1日に払い出されており、払出日からすると、申立期間は過年度納付が可能な期間である上、申立期間以降国民年金加入期間中に未納は無く、納付意識は高いと認められる。

また、申立人が、12か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年3月まで  
申立期間の国民年金については、父親が加入手続や保険料の納付をしてくれたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続や保険料の納付をしてくれたはずであるとしているところ、その父親の納付記録は納付済みになっている上、一緒に納付したとする申立人の母親及び兄の納付記録も納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、18か月間と比較的短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から47年3月まで  
② 昭和56年4月から57年3月まで

昭和44年8月に結婚し、同年9月から47年3月までの国民年金については、私がA区役所で夫婦二人分の保険料を納付していた。また、56年4月から57年3月までの保険料については、私の妻がB市のC出張所で納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の妻がB市のC出張所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の妻は納付金額、納付場所、納付方法などを正確に記憶している。

また、申立期間②の前後の期間は納付済みとなっており、12か月間と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①については、申立人が国民年金の加入手続や保険料を納付したとしているが、申立人は既に他界しており納付状況等の確認ができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和47年12月26日であることから、その時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡

はみられない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から47年3月まで  
② 昭和56年4月から57年3月まで

昭和44年8月に結婚し、同年9月から47年3月までの国民年金については、夫がA区役所で夫婦二人分の保険料を納付してくれたはずであり、また、56年4月から57年3月までの保険料については、私がB市のC出張所で納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人がB市のC出張所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は納付金額、納付場所、納付方法などを正確に記憶している。

また、申立期間②の前後の期間は納付済みとなっており、12か月間と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①については、申立人の夫が国民年金の加入手続や保険料を納付したとしているが、その夫は既に他界しており、納付状況等の確認ができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和47年12月26日であることから、その時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月及び8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成7年2月まで  
② 平成7年7月  
③ 平成8年8月

結婚した平成2年に私が国民年金に加入していないことを知った妻が、私の国民年金加入手続を行い、2年間さかのぼった昭和63年度分から数年間の国民年金保険料を妻が毎月2か月分ずつ納付書に現金を添えて郵便局の窓口で納付し、その後の保険料については1か月ずつ同じ方法で納付してくれていた。また、平成7年にA社（現在は、B社）から融資を受ける際に、「国民年金保険料を5年間納付していること」が融資条件であり、実際に融資を受けている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、毎月2か月分の国民年金保険料を郵便局で納付していたとしているところ、申立人のオンライン記録から、申立期間②及び③を除く、平成7年3月から9年3月までの期間を9年4月から毎月1か月分ずつ過年度納付しており、併せて、9年4月以降もおおむね毎月現年度納付していることが確認できることから、申立期間②及び③についても過年度納付していたと推認できる。

また、それぞれ1か月と短期間である申立期間②及び③について、申立人が国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、平成7年にA社から資金を借り入れるに当たり、国民年金保険料を5年以上納付していることが条件だったとしているが、A社の融資条件には当該条件はなく、C協会の融資条件には類似の条件があるものの、当該融資対象物件の登記簿謄本（登記簿謄本には、抵当権者D株式会社（当時）と記載。）によるとその債務者は申立人の妻であり、その妻の厚生年金保険加入状況等が融資条件に一致したと推測でき、申立人がこれと混同している可能性を否定できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、年金番号が統合された平成9年1月以降に基礎年金番号が付番されていることから、手帳記号番号の払出時点において、申立期間①は時効により納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月及び8年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚した昭和 44 年 4 月に夫と一緒に国民年金に加入した。加入手続は夫が A 市役所で行った。保険料は私の夫が夫婦二人分を一括で納付していたので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 44 年 4 月にその夫が A 市役所で夫婦の国民年金加入手続を行い、保険料は夫が夫婦二人分を一括で納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 44 年 4 月 24 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間については申立人の夫は納付済みとなっている。

また、申立人は、国民年金に加入した昭和 44 年 4 月以降、申立期間を除いて保険料の未納は無く、前納期間も認められることから、保険料の納付意識は高かったと推認される。

さらに、申立期間は合計でも 6 か月と短期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から60年3月まで  
② 平成元年4月

私の父は、私が昭和58年6月にA市に転居した時に、A市役所で私の国民年金の任意加入手続をしてくれた。保険料は、私の父が納付していたと記憶しているので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その父が国民年金加入手続を行い、保険料もその父が納付したとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、納付可能な期間であり、申立人の父が、1か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和58年6月にA市に転居した時に、申立人の父がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料はその父が納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年5月ころに払い出されていることが確認でき、その時点からすると申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月まで  
② 平成元年 7 月から 2 年 1 月まで

申立期間①について、会社が倒産し、退職後A市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行った記憶がある。妻は病弱で、手続や納付は私がやっており、国民年金保険料は妻の分も一緒にB出張所で納付していたので、少なくとも妻が保険料を納付している期間は、私も一緒に納付していたはずである。

申立期間②について、私が夫婦の分の国民年金保険料をC銀行（現在は、D銀行）E支店で納付していた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料をC銀行E支店でその妻の分と一緒に納付していたとしているところ、その妻は、申立期間②は保険料を納付している上、申立期間②以後に未納が無いことから、保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人が、7か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

2 一方申立期間①について、申立人は、会社退職後、国民年金の加入手続をA市役所で行い、国民年金保険料をその妻の分と一緒にB出張所で納付していたと申し立てているが、オンライン記録によると、申立期間①は、申立人が昭和 56 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪



失し、61年4月1日に国民年金被保険者資格を取得するまでの未加入期間であることから、制度上保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人と一緒に保険料を納付したとするその妻は昭和57年5月5日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失し、57年5月から61年3月までの期間は、未加入期間であることから、申立期間①に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年4月1日に払い出されており、払出日からすると申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から2年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月

申立期間は、私が20歳になった年であり、このころに厳格な私の父親が私の知らないところで、国民年金の加入手続をしてくれた。平成8年に会社に入って厚生年金保険に加入していた時にその事実を知った。同年夏ころにA市役所に行き、市の職員から自分の年金に未納が無いことを確認していた。その後、実家で家族が集まり、各々の年金の加入期間の確認をした際に、父親に、「私は大丈夫だった、ありがとう」と言ったこともはっきり覚えているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年5月ころB市で払い出されており、払出日からすると、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

また、オンライン記録から、平成5年度の国民年金保険料を平成7年7月に2回に分けて、7年度の保険料を7年4月に納付している記録が確認できることから、現年度及び過年度納付書は発行されていたと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料を納付しており、種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年8月から39年12月まで

中学卒業後、A区のB店に住み込みで勤務していた時に20歳をむかえたが、社長は国民年金に加入させてくれなかった。その後、数年してから社長が国民年金に加入してくれ、保険料は給料から天引きにより社長が納付してくれていた。

昭和44年に結婚し45年にC町（現在は、D市）で転入手続をした際に、窓口職員から「今まで未納期間がありますが、現在なら納付が可能です。」と勧められ、その場で全期間納付した。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C町転入手続の際に、今なら過去の未納期間の国民年金保険料が納付できると勧められ、その場で納付したとしているところ、申立人のC町転入日は昭和45年6月29日であり、翌月の同年7月1日から第1回特例納付が実施されていることから、申立期間の保険料は特例納付が可能であった上、申立人の所持する国民年金手帳の昭和44年度印紙検認記録欄の切り離し割印は「45.7 C町」となっており、転入手続時又はその直後に国民年金の手続をしていたことが確認できるとともに、申立人が納付したと主張する金額（1か月当たり300円から400円）は、実際に申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額（1か月当たり450円）とおおむね一致しているなど、申立内容には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から62年3月まで

昭和62年か63年ころ、A区のA区役所かBの分室に行った時、男性の窓口職員に、20歳から国民年金加入手続前までの期間に係る未納保険料約30万円を納付するよう勧められた。高額であったため、両親に相談したところ、「平成元年9月には結婚もすることだし、結婚前の未納保険料をご主人に負担してもらわなければならない。」と言って、当該保険料に相当するお金を銀行口座に入金してくれたので、元年7月にC銀行（現在は、D銀行）で30万円を引き出し、A区役所かBの分室でまとめて納付した。その際、窓口職員が受け取ったお金を私の目の前で数えていたこと、領収印を押した蛇腹折りになった領収書のようなものを渡されたことを覚えているので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年7月に20歳から国民年金加入手続前までの期間に係る未納保険料をまとめて納付したと主張するところ、申立人がまとめて納付したとする保険料額は、申立期間及びその後に引き続く昭和62年4月から同年11月分までの保険料の合計額とおおむね一致している上、申立人が所持する申立人の父親名義の預金通帳により、平成元年7月22日にC銀行で前述の保険料の合計額に見合う30万103円（手数料103円を含む）が引き出されていることが確認できることから、申立人の主張は信憑性が高い。

また、申立人の母親は、親の責任として、申立人の結婚前に国民年金の

未納保険料に相当するお金を負担したと証言しており、その証言内容に不自然さは見られない。

さらに、口頭意見陳述においても、申立人が国民年金保険料の納付に至る経緯や窓口職員とのやりとりなどを具体的に記憶していることが確認でき、申立人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性が認められることから、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間は、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成元年7月時点では時効により納付できない期間であることから、還付の手続を行うところではあるが、納付から20年以上経過しており、長期間国庫歳入金として扱われていたものと認められ、時効であることを理由に申立期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私達夫婦は平成 2 年 1 月に結婚し、同年 2 月に A 市役所で妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、それまで入っていなかった私の国民年金の加入手続を一緒にした。

手続する際、私は 39 歳になっていたので 25 年の年金受給権を得るためには 2 年間さかのぼって過年度納付し 62 歳まで納めればよいと言われ、その後納付書が送られて来たので農協で納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 2 月ころ A 市役所においてその妻が自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続に併せて、未加入であった申立人の国民年金の加入手続を行い、そのときにさかのぼって保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 2 月ころにその妻とともに払い出されていることが確認でき、その時点からすると申立期間は過年度納付が可能な期間であること、及び申立期間直前の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が平成 2 年 3 月に過年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人の申述に信憑性<sup>びよう</sup>が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の平成 2 年 2 月 26 日に申立人に納付書が発行されていることがオンライン記録により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から同年 4 月まで

ねんきん特別便が来たので手持ちの国民年金手帳と照合したところ、国民年金の加入履歴の資格取得日が違っていたので、平成 20 年 9 月ころ、社会保険事務所（当時）で相談したところ、是正してくれなかった。21 年 9 月ころ、再度、同所で相談した結果、第三者委員会に申し立てることにした。国民年金手帳で資格取得日となっている昭和 55 年 2 月 29 日から国民年金保険料を納付している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 9 月 22 日に払い出されているにもかかわらず、申立人の所持する国民年金手帳の任意被保険者資格取得日は 55 年 2 月 29 日となっており、オンライン記録、特殊台帳及び A 市の被保険者名簿の任意被保険者資格取得日は 55 年 5 月 29 日となっているなど、申立人の資格取得日に関する行政機関側の記録管理に齟齬が見られる上、任意被保険者資格取得日を国民年金手帳記号番号の払出日以外にした理由が不明である。

また、申立人は、国民年金手帳の任意加入日から国民年金保険料を納付したと主張しているところ、行政機関側の記録管理に齟齬が見られることから、申立人の納付記録に不備があった可能性は否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 57 年 3 月まで

私は、自動車を購入するため印鑑証明書の交付を受けた時、名前の「A」が「B」に変更されていることが分かり、年金の記録が心配になり、平成 19 年 11 月 15 日に C 市役所の年金課で国民年金保険料の納付記録を照会した。同市の担当者が社会保険事務所（当時）に問い合わせた結果、欠けること無く大丈夫と言われたが、ねんきん特別便で 13 か月間の未納期間があることが分かった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした際、約 7 万 3,000 円の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付可能な期間である上、申立期間の過年度納付保険料 5 万 7,770 円（昭和 56 年 3 月 3,770 円 × 1 月、昭和 56 年度 4,500 円 × 12 月 = 5 万 4,000 円）及び現年度保険料 1 万 5,660 円（57 年 4 月から同年 6 月まで 5,220 円 × 3 月 = 1 万 5,660 円）を合計すると 7 万 3,430 円となり、申立人が主張する額におおむね一致する。

また、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、前納期間もあるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間は、13 か月間と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から平成 3 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 12 月にそれまで勤めていた会社を退職し、個人で A 業を始めた。同時期に B 市役所（現在は、C 市役所）から通知が届き、同市役所 D 支所で国民年金の加入手続をした。保険料の納付について、当初は仕事場に定期的に訪れていた E 金庫（現在は、F 金庫）G 支店の職員に妻の分と一緒に納付書と現金を渡し納付していたが、のちに口座振替に切り替えた。申立期間の一部の期間の保険料について、一緒に納付していた私の妻は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入履歴について、申立期間はオンライン記録上、未加入期間となっているが、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録欄では、強制加入期間として記載されているところ、申立人は、当該記載について、申立人が過去に B 市役所 D 出張所で国民年金に係る何らかの手続を行った際に窓口の女性が記入したものであると申述しており、国民年金加入履歴について、オンライン記録と年金手帳の記録との間に不整合が見られる。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料について、申立人は、昭和 62 年及び 63 年分の確定申告書控を所持しており、これによると社会保険料控除欄にはそれぞれ国民年金保険料の記載が確認できるところ、62 年分については、当時の月々の保険料額からするとおおむね一人分の年間保険料額に相当する金額が記載されてお

り、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその妻は、63年から保険料を納付していることから、当該保険料は申立人が納付した保険料であると推認できる。

さらに、昭和63年分については、当時の月々の保険料額からするとおおむね二人分の年間保険料額に相当する金額が記載されており、これらの期間の申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

加えて、申立期間のうち、平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、申立人は、確定申告書控を所持していないものの、申立人が一緒に納付していたとするその妻は2年6月の保険料を除いてすべて納付済みとなっていることから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人のみが未納となっていることは不自然である。

一方、昭和59年12月から61年12月までの期間の国民年金保険料について、申立人と一緒に納付していたとするその妻の保険料は未納となっている上、当該期間のうちで申立人が所持している61年分の確定申告書控の社会保険料控除欄には、国民年金保険料の記載が見当たらない。その上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から平成3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで

昭和 53 年 11 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を A 市役所で行い、その後は国民年金保険料を B 銀行（現在は、C 銀行）D 支店や近くの郵便局で納付していたものの、申立期間①は主人の母と一緒にその母が加入していた納税組合で保険料を納付し、申立期間②は国民年金保険料を B 銀行 D 支店の口座振替で納付していたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 11 月に会社を退職後国民年金の加入手続を A 市役所で行い、その後は国民年金保険料を B 銀行 D 支店や近くの郵便局で納付していたものの、申立期間①については、申立人の義母と一緒にその義母が加入していた納税組合で保険料を納付していたとしているところ、申立人と同居の義母の保険料は納付済みであり、経済的事情の変化もみられないことから、申立期間①の保険料が未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を B 銀行 D 支店の口座振替で納付していたはずであるとしているが、申立人保管の国民年金手帳及びオンライン記録において、昭和 57 年 10 月 1 日に任意加入の被保険者資格を喪失している記録があることから、資格喪失後は納付書が発行されない期間であり、申立期間②の保険料を納付したとするのは不自然である。

また、申立人の口座振替手続に関する記憶は曖昧であるため申立期間②

の国民年金保険料の納付方法や周辺事情が不明である。

さらに、申立人は、申立期間②においては住所の移動は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない上、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

申立期間中は、伯父（A）宅で同居しながら農業の手伝いをしていたが、その時に伯父が農業の収入が入ったときに、近所の年金組合の集金人にまとめて家族の1年分の国民年金保険料を納めてくれていた。40年2月の結婚後に伯父から国民年金手帳を渡されるまで、伯父が私の保険料を納付してくれていたため、その期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付については、申立人の伯父が農業の収入が入ったときに近所の年金組合の集金人に家族の1年分の国民年金保険料を一括納付していたとしているところ、B市役所によると、申立期間当時の国民年金保険料の納付は、地元の年金委員が3か月ごとに保険料を集金し、被保険者の年金手帳を預かって検認印を押し、年金委員が保管している紙台帳に消印をしていくのが基本であったが、3か月ごとではなくても、被保険者の要望に合わせた形での保険料の納付は可能であったとしており、申立人の申述内容に不自然さは見られない。

また、申立人の所持する年金手帳の申立期間の印紙検認欄には検認印が確認できないが、B市役所によると、上記の国民年金保険料納付方法が基本であったが、中には地元の年金委員が保管する紙台帳に消印しているだけで、年金手帳の印紙検認欄に検認印を押ししていない例もあったので、保険料を納付しても年金手帳の印紙検認欄に検認印が無い可能性もあるとしており、申立人の申立期間の保険料納付の可能性を否定できない。

さらに、B市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の伯父の家族3人及び申立人の手帳記号番号が昭和36年4月1日に連番で払い出されており、申立人の伯父の家族3人の申立期間の国民年金保険料はすべて納付されていることから、申立人のみ申立期間が未納となっているのは不自然である。

加えて、申立人の伯父は、申立期間当時3ヘクタールの農地で米及び麦の二毛作を営む農家であり、安定した収入があったことから、申立期間の保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、40年2月の結婚後、申立人の伯父と別居していた期間であり、伯父が結婚後の当該期間まで申立人の保険料を納付していたとするのは考え難く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年9月30日まで

ねんきん定期便により、株式会社Aに勤務していた平成4年1月から同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年9月30日までの期間について、標準報酬月額が30万円から24万円に引き下げられていることが判明した。申立期間に支給された給与は30万円であり、平成8年8月に退職するまでの期間において変更は無かったことを記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、i)平成5年1月4日付けで、4年10月1日にさかのぼって8万円に引き下げられた上、ii)再度同日付けで同年1月1日にさかのぼって24万円に訂正されており、iii)当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（5年9月30日）まで24万円で継続していることが確認できる。

また、事業主及び申立期間当時当該事業所に勤務していたとされる二人の同僚についても、申立人と同様に平成5年1月4日付けで4年1月1日にさかのぼって標準報酬月額が訂正されていることがオンライン記録により確認できる上、当該同僚の一人が保管する給与明細書から判断すると、訂正前の標準報酬月額に見合う報酬月額の支給及び給与からの厚生年金保険料の控除が認められる。

さらに、事業主は、文書での照会に、「標準報酬月額の訂正処理が行わ

れたことに関しては知らなかった。」と回答しているが、「申立期間当時資金繰りに苦勞していた。」としており、申立人も、「申立期間当時、社会保険料の滞納があり、事業主又は経理担当の私が再三社会保険事務所に  
出向いた。給与の遅配などもあり、結局、株式会社Aは厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったという記憶がある。」と供述している。

しかしながら、申立人は、「適用事業所に該当しなくなったことについて  
手続を行った覚えは無く、標準報酬月額が引き下げられていたことも全く  
知らなかった。通常、社会保険事務を行う際には、書類に記入した後事業  
主に社印をもらっており、自分で社印を押すことは無かった。」と供述  
しているところ、当該事業所の社会保険業務の権限について、申立期間に  
おいて当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び当  
該事業所の役員であった事業主の妻に照会したものの、同僚からは回答が  
無かった上、事業主の妻からも社会保険業務の権限について確認できる  
供述を得ることができなかったが、商業登記簿謄本により、申立人は株式  
会社Aの取締役では無いことが確認できる上、事業主は、「適用事業所でな  
くなった手続は誰が行ったか分からないが、社印の保管や押印は私が行っ  
ており、申立人は私の指示に従って業務を行っていた。」としていること  
から判断すると、社会保険関係の権限は事業主にあったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂  
正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における標準報酬月額  
に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立  
期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け  
出た 30 万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成5年7月21日に訂正し、申立期間における標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年3月21日から同年7月20日ころまで株式会社Aに平成5年7月20日ころまで勤務していたのに、社会保険庁(当時)の記録によれば、厚生年金保険の資格喪失日が同年3月21日になっている。

平成5年7月まで厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び同僚の供述から、申立人と同様の仕事内容だったと推認できる同僚が保管していた給与支払明細書によれば、申立期間のうち、平成5年5月分を除く期間について厚生年金保険料が控除されていること、及び同僚の供述から判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年2月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は平成5年3月21日に厚生

年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、当該事業所は、申立期間において法人事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場（現在は、C株式会社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年3月28日）及び資格取得日（42年8月7日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月28日から同年8月7日まで

私は高校卒業後、昭和42年3月22日から43年3月23日までA株式会社B工場に勤務していたのに、途中の42年3月28日から同年8月7日までの厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。一緒に働いていた同僚には記録がつながっている人もいたので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A株式会社B工場において昭和42年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月28日に資格を喪失後、同年8月7日に同社において再度資格を取得しており、同年4月から同年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、事業主が保管していた退職者台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時人事業務を担当していた上司は、「高校卒業直後に正社員で採用された従業員は皆同じ待遇であったため、一部の者だけ、厚生年金保険の被保険者記録が欠落することは考え難い。研修は、年によっても異なるが、1週間くらいで3月に行っていたと思う。」と供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、A株式会社B工場において昭和42年3月22日付けで資格を取得した際に記号番号を新たに払い出されている者は、申立人を含めて133人確認できるが、そのうち128人の被保険者記録は同年3月28日で喪失しておらず、申立人と同期で厚生年金保険の被保険者記録が継続している同僚一人は、「申立人とは通勤が一緒だった。途中でいったん退職したようなことは無いし、申立期間の業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と供述をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後における被保険者記録並びに申立人と勤務年数及び年齢の近い同僚における申立期間当時の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立期間に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年4月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場（現在は、C株式会社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年3月28日）及び資格取得日（42年8月7日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月28日から同年8月7日まで

私は高校卒業後、昭和42年3月22日から47年12月29日までA株式会社B工場に勤務していたのに、途中の42年3月28日から同年8月7日までの厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。一緒に働いていた同僚には記録がつながっている人もいたので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A株式会社B工場において昭和42年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月28日に資格を喪失後、同年8月7日に同社において再度資格を取得しており、同年4月から同年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、事業主が保管していた退職者台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時人事業務を担当していた上司は、「高校卒業直後に正社員で採用された従業員は皆同じ待遇であったため、一部の者だけ、厚生年金保険の被保険者記録が欠落することは考え難い。研修は、年によっても異なるが、1週間くらいで3月に行っていたと思う。」と供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、A株式会社B工場において昭和42年3月22日付けで資格を取得した際に記号番号を新たに払い出されている者は、申立人を含めて133人確認できるが、そのうち128人の被保険者記録は同年3月28日で喪失しておらず、申立人と同期で厚生年金保険の被保険者記録が継続している同僚一人は、「申立人とは通勤が一緒だった。途中でいったん退職したようなことは無いし、申立期間の業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と供述をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後における被保険者記録並びに申立人と勤務年数及び年齢の近い同僚における申立期間当時の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立期間に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年4月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社工場（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和24年6月1日に、資格喪失日に係る記録を25年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年6月1日から25年8月1日まで

A株式会社に継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の勤続25年の表彰状、B株式会社提出の人事記録台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間にA株式会社に継続して勤務し（昭和24年6月1日に同社C工場から同社本社に異動し、25年7月31日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間前後の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関係資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社本社工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保

険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 24 年 6 月から 25 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B出張所に係る被保険者資格の取得日は昭和26年4月1日、資格喪失日は27年11月27日であったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、昭和26年4月から同年7月までの期間は6,000円、同年8月から27年10月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年11月ころまで  
昭和26年3月1日にA株式会社に入社し、27年11月ころまで勤務した。26年4月に女学校時代からの友人を同社に紹介し一緒に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録において、友人は26年4月1日から27年5月27日までの同社における被保険者記録があるにもかかわらず、自分の被保険者記録は26年3月1日から同年4月1日までとされている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者期間は昭和26年3月1日から同年4月1日であることが確認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚のうち、連絡先が判明した全員が、申立人は昭和26年4月1日以降C出張所閉鎖のころまで勤務していたと供述している上、同僚のうち一人は、C出張所閉鎖後に転勤し、少なくとも28年1月にはD地において勤務していたと供述していることから、申立人のA株式会社における26年4月1日から27年終わりころまでの勤

務が認められるところ、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、26年4月1日に資格を取得し、27年11月27日に資格喪失している未統合の申立人名義の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、同名簿により、申立人が記憶している上司二人(故人)及び女学校時代からの友人である同僚についても昭和26年4月1日にA株式会社B出張所において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年11月27日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、未統合となっている健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和26年4月から同年7月までの期間は6,000円、同年8月から27年10月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 1 日から 19 年 11 月 1 日まで

A株式会社勤務していた平成15年8月1日から19年11月1日までの間の標準報酬月額は17万円と記録されているようだが、実際には、15年8月1日以前と報酬に変動は無く、同額の20万円であったので正しい額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B市役所から提出を受けた平成15年分から19年分までの給与支払報告書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料により、申立人は、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与支払報告書において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録にある標準報酬月額が一致していないこと、及び事業主から社会保険事務所（当時）に対し、標準報酬月額の定時決定や月額変更に関する届出を申立期間中に少なくとも5回行っていることが確認でき、これら複数回の事務処理を社会保険事務所が続けて誤ることは考え難いこと

から、事業主はオンライン記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年10月1日まで

平成4年8月6日に提出した「厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（複写式）」において、同年1月から同年3月までの報酬月額の3か月平均額を80万円と記載するところ、担当者が誤って8万円と記載したため、社会保険事務所は標準報酬月額を8万円で決定した。

A事業所が平成21年11月9日に被保険者報酬月額変更届を提出したところ、社会保険事務所から時効により年金額の基礎となる標準報酬月額には反映されないとの回答があった。納得できないので、申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は8万円の記録となっている。

しかしながら、A事業所が保管する厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知書において、平成4年1月から同年3月までに支払われた報酬月額の合計が80万円、3か月の総計が240万円及び備考欄に「4年1月昇給」と記載されているにもかかわらず、平均額の欄に誤って8万円と記載されていたため、社会保険事務所において標準報酬月額を8万円と決定したものと認められる。この記載誤りについては、容易に確認できる場所であり、点検確認を怠って、当該改定通知書を交付したと考えられ、当該届出を受理した社会保険事務所において適切な処理が行われていたとは認め難い。

また、申立人が保管する預金通帳に記載されている振込額から推計する

と、申立期間において支給されていた報酬月額が 80 万円であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が保管する厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知書において確認できる報酬月額から、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する厚生年金保険の標準報酬月額（当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限額である 53 万円）であったと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年1月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月26日から同年3月26日まで

昭和38年1月初めに同僚3人とともにC市に所在したA株式会社から同社B工場に転勤したが、社会保険事務所(当時)の記録では、A株式会社での資格喪失が同年1月26日、同社B工場での資格取得が同年3月26日となっており、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。実際には本社からB工場への同一企業内の転勤であり、継続して勤務していたので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が同時期にA株式会社本社から同社B工場に転勤したとする複数の同僚の供述、及び両事業所間の異動において、複数の同僚に被保険者記録が継続していることが確認できることから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和38年1月26日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和38年3月のオンライン記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に閉鎖し、当時の代表者及び同社B工場の事業

主の連絡先も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(62万円)であったと認められることから、平成15年6月から同年9月までの標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年6月1日から同年10月31日まで  
社会保険事務所の職員から株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成15年6月1日から同年10月31日までの期間の標準報酬月額が同年11月18日にさかのぼって62万円から9万8,000円に変更されていると知らされた。

株式会社Aに勤務して営業関連の事務を担当して役員になったことは無く、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げるとの話を聞いたことも承知したことも無い。

申立期間当時の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料の給与からの控除を証明できることから、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、申立人の平成15年6月から同年9月までの標準報酬月額を申立人が主張する62万円と記録していたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(15年10月31日)の後の同年11月18日付けで同年6月1日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、62万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの期間、55年4月から58年3月までの期間、平成元年11月から2年3月までの期間及び4年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで  
② 昭和55年4月から58年3月まで  
③ 平成元年11月から2年3月まで  
④ 平成4年4月から同年10月まで

申立期間①から④までの保険料は、自分又は妻が納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までの国民年金保険料について、生計を同じくするその妻と一緒にA市に納付したとしているところ、申立人及びその妻からは、納付時期及び納付額について、具体的な情報が得られない上、申立人は、平成19年6月8日にA市役所で年金相談を行った際、申立期間①から④までの保険料は納付済みと確認したと主張しているが、A市では、同日に申立人とどのような年金相談を行ったか記録が無いので確認できないとしているなど、申立期間の保険料納付をうかがわせる事情が得られない。

なお、オンライン記録によると、申立期間①から④までについては、一緒に納付したとする申立人の妻も国民年金保険料が未納となっている。

また、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 57 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 57 年 11 月まで  
申立期間は子育ての時期で、年金及び保険には必ず加入し、保険料も納付していたので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、住所地である A 区及び B 市において、毎月 3,000 円くらいを納付していたとしているところ、A 区では「申立期間当時は 3 月ごとに保険料を収納していた。毎月収納する方法があったか否かは不明である。」とし、B 市では「申立期間当時、保険料の収納は 3 月ごとに行っていた。電算化後のため、保険料を毎月収納することはできなかつたと思う。」としている上、申立期間の一部期間は申立人が納付したとする保険料額と納付すべき保険料額に差異が認められる。

また、申立人は、昭和 51 年 6 月ころ、A 区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、C 社会保険事務所（当時）で 57 年 12 月ころに払い出されたことが、前後の任意加入者等の記録から推認できる上、D 社会保険事務所（当時）では「国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人に別の記号番号が払い出されていることは確認できない。」としており、日本年金機構 E 事務センターでも、「国民年金手帳記号番号払出簿検索システムに、申立人が 57 年 12 月以前に別の記号番号を所持していた記録は見当たらない。」としており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年11月及び16年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月  
② 平成16年1月

私は、未加入期間以外はコンビニエンスストアで納付した記憶があり、申立期間についてのみ領収書は無いが、未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付していたとしているが、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料について、毎月納付していたと主張しているが、オンライン記録によれば、毎月納付はしていないことが確認できる上、コンビニエンスストアで納付した保険料については、電磁的データをもって収録しているなど記録管理の強化が図られていることから、申立期間①及び②の2回とも事務処理に不手際が生じたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から6年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から6年2月まで  
誕生日になる前日の平成4年\*月\*日に、A区役所で国民年金の加入  
手続を行った。当時、私は大学生で免除申請ができることを知り、申請  
用紙を手に入れ、4年12月に免除の手続を済ませたと記憶しており、  
申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年12月に国民年金の免除申請をし、4年12月から7年3月までの間が免除となっているはずであると主張しているが、当該期間のすべてが免除期間と認められるためには、3回の免除申請をしなければならず、申立人が免除申請をしたのは1回であるとしていることと矛盾する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年6月から同年8月までの間に払い出されていることから、払出日からすると、申立期間に国民年金の免除申請をすることはできない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料が免除されたことを示す関連資料（手帳、日記等）は無く、ほかに免除されたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年7月から同年10月まで

私の母は、私がA区に居住していた昭和38年ころに、町内会の役員に国民年金加入を勧められ、私と私の姉妹の加入手続をしてくれた。保険料は、私の母が当初の4か月分納付してくれたがその後の保険料は自分で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が町内会の役員に国民年金加入を勧められ、申立人とその姉妹の加入手続を行い、保険料はその母が当初の4か月分を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年3月7日に払い出されていることが確認でき、加入手続日からすると申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の母が申立人の分と同時にその姉と妹の国民年金加入手続も行ったとしているが、申立期間について、その姉は未加入であり、その妹も厚生年金保険に加入していることから、申立人の主張には齟齬がある。

さらに、申立人は、昭和34年4月1日から39年6月30日までの期間について、39年8月28日に厚生年金保険の脱退一時金を受給していることから、申立期間は厚生年金保険加入期間であったと推認される。

加えて、国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の母親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、加入状況、納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から61年3月まで  
会社退職後、私の夫が、国民年金の加入手続をした記憶がある。私は生年月日を記憶違いしていたので、それが原因で申立期間が未納となっているのかもしれない。調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとする申立人の夫は、申立期間の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧であり、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月ころ払い出されており、払出日からすると、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない上、オンライン記録によると、申立期間は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を51年9月16日に喪失し、61年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得するまでの未加入期間であることから制度上保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月から62年6月まで  
時期は覚えていないが、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。  
申立期間の国民年金保険料についても、昭和62年ころに請求がきて、母が17万4,800円を一括納付してくれたので、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人の母は、加入手続の時期についての具体的な記憶が無く、一括納付したとする17万4,800円という金額についても、年金相談の際に申立期間の保険料を計算してもらったものであり、明確に記憶している金額ではないと述べている等、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等があいまいである。

また、申立人のオンライン記録により、平成元年10月30日に申立期間直後の昭和62年7月から平成元年3月までの保険料(21か月分、15万9,000円)を過年度納付していることが確認できることから、申立人及びその母は、当該過年度納付を申立期間に係る納付と誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年8月ころであると推認され、払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなくなっていたと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母が申立期間について国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年3月まで

昭和46年11月に結婚し、私が20歳になる少し前から国民年金の案内が届いていた。私がAで将来退職金が無いため、夫婦で国民年金保険料を納めていこうと話し合ったことを覚えている。私が20歳になった時に妻がB区役所C出張所で夫婦二人分の加入手続をして、保険料は妻が同出張所で納付書により納めていた。B区に住んでいた当時の年金袋を持っており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続をしたとするその妻は、申立人が20歳になった昭和47年\*月ころに夫婦二人分の加入手続をしたとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は50年4月に夫婦連番で払い出されており、申立内容と異なっている。

また、申立人の妻は、B区役所C出張所で加入手続をしたとしているが、B区によると、申立期間当時出張所では加入手続事務を取り扱っていなかったとしている上、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号はD区在住時に払い出されているが、D区での手続の記憶が無いなど、国民年金の加入手続についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が確認できず、申立人も別の年金手帳が交付された記憶が無いとしている。

加えて、申立人の妻が所持している年金袋は、B区によると、昭和43

年 11 月から昭和 59 年度までに交付されたと考えられるが交付時期は不明であるとしていること、及び申立人は 51 年 10 月から 53 年 1 月までも B 区に居住していることから、申立期間当時にその妻に交付されたものとは特定するには到らず、当該年金袋をもって、申立人が申立期間当時に国民年金の加入手続をしたとまでは判断できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

昭和46年11月に結婚し、夫が20歳になる少し前から国民年金の案内が届いていた。夫がAで将来退職金が無いため、夫婦で国民年金保険料を納めていこうと話し合ったことを覚えている。夫が20歳になった時に私がB区役所C出張所で夫婦二人分の加入手続をして、保険料も私が同出張所で納付書により納めていた。B区に住んでいた当時の年金袋を持っており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金の加入手続をしたとする申立人は、その夫が20歳になった昭和47年\*月ころに夫婦二人分の加入手続をしたとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は50年4月に連番で払い出されており、申立内容と異なっている。

また、申立人は、B区役所C出張所で加入手続をしたとしているが、B区によると、申立期間当時出張所では加入手続事務を取り扱っていなかったとしており、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号はD区在住時に払い出されているが、D区での手続の記憶が無いなど、国民年金の加入手続についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された形跡が確認できず、申立人も別の年金手帳が交付された記憶が無いとしている。

加えて、申立人が所持している年金袋は、B区によると、昭和43年11

月から昭和 59 年度までに交付されたと考えられるが交付時期は不明であるとしていること、及び申立人は 51 年 10 月から 53 年 1 月までも B 区に居住していることから、申立期間当時に申立人に交付されたものとは特定するには到らず、当該年金袋をもって、申立人が申立期間当時に国民年金の加入手続をしたとまでは判断できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 62 年 5 月までの期間については、国民年金の第 3 号被保険者として記録訂正をすることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 62 年 5 月まで

私は 19 歳で結婚し 20 歳になった昭和 60 年\*月から夫の厚生年金保険の被扶養配偶者であり、国民年金第 3 号被保険者として夫が会社で保険料を納付し、私の年金手帳もあった。

昭和 62 年 6 月に夫が転職したときに新しい手帳をもらったが、平成 13 年 2 月に離婚し、同年 10 月に再婚したので A 市役所で氏名・住所の変更手続きをした際、「2 冊ある手帳を 1 冊にまとめるので前の手帳は破棄してもよい」と言われたので処分した。

確かに前の夫の国民年金第 3 号被保険者として加入していたはずなのに未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の第 3 号被保険者期間であったと主張しているが、その前夫が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは昭和 62 年 6 月であり、申立期間は国民年金被保険者期間であったことがオンライン記録により確認できることから、申立人は 62 年 6 月より前に第 3 号被保険者となることはできない上、第 3 号被保険者制度が導入されたのは昭和 61 年 4 月であり、申立期間のうち 61 年 3 月以前は制度上第 3 号被保険者となり得ない。

また、申立人が所持する国民年金手帳により申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和 62 年 6 月 1 日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間である上、申立人は国民年金の加入手続きをしたことはな

いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、国民年金の第3号被保険者期間として記録訂正をすることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 59 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 59 年 4 月まで  
昭和 57 年秋ころ「A社」に就職したが会社が厚生年金保険や健康保険に入っていなかったため、その年内に自身でB市役所へ行って国民健康保険の加入手続をした。そのときに窓口で国民年金への加入を勧められたので手続をした。  
保険料は毎月納付書で銀行や農協に納付していたのに申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月銀行や農協で納付したとしているが、B市では国民年金保険料の納付方法が毎月納付になったのは昭和 59 年 4 月からであるとしており、その申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の記号番号払出状況から昭和 63 年 1 月ころに夫婦連番で払い出されたと推認でき、被保険者資格を 62 年 5 月 21 日に取得していることが申立人の所持する年金手帳により確認できることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料は納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない上、申立人も交付された年金手帳は現在所持している 1 冊のみであるとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで

私は会社を退職し、平成4年11月ころA町（現在は、B市）役場に行き国民年金の加入手続をした。国民年金の加入手続には年金手帳は持って行かず、手帳も交付されなかった。保険料はC地の東口のD銀行で納付書により納付したが、保険料はいくらだったか、何回くらい納付のために銀行に行ったかもよく覚えていない。ただ、自分の誕生日が\*月\*日で窓口の職員は3月3日であったのでそのことで話が弾んだことを記憶している。

申立期間は間違いなく納付しているのに、未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年11月ころ国民年金の加入手続をし、保険料は納付書によりE駅東口のD銀行で納付したと主張しているが、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、申立期間は未加入期間で制度上保険料を納付することはできない上、申立人も加入手続時に年金手帳を交付されなかったとし、保険料納付についても銀行で納めたとしているのみで納付に関する具体的な記憶が曖昧である。

また、A町では、国民年金被保険者資格取得届が提出された場合は、国民年金手帳記号番号を付番するとともに国民年金被保険者名簿を作成し、その後に納付書を作成していたので、国民年金手帳記号番号を付番しないまま納付書を発行することはないとしている上、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できなかったとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 63 年 2 月まで

ねんきん特別便で学生時代の国民年金が記録されていないのが判明した。申立期間当時、私は大学生で A 市や B 区に住んでいたが住民票は実家のある C 市から異動していなかったため、私が 20 歳になったころ父が国民年金の加入手続をしてくれた。保険料は、市から送られてきた国民年金の納付書で、両親が毎月銀行で納付してくれた。申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が C 市で申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたとしているが、申立期間中の昭和 62 年 4 月 6 日に C 市から B 区に転出していることが改製原戸籍の附票により確認できることから、同年 4 月以降の国民年金保険料を C 市で納付することはできず、申立人の申述には齟齬<sup>そご</sup>がみられる上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は、加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月ころに B 区で払い出され、被保険者資格を同年 4 月に取得していることから、申立期間は未加入期間で制度上保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 55 年 1 月 11 日に入社した会社には社会保険が無く、すぐに健康保険に加入しなければならない事情が生じたので、55 年 1 月ころ A 町役場で国民健康保険の手続をした。そのとき国民年金に加入するよう言われたので加入手続をした。申立期間の保険料は加入手続のときに窓口で一括して現金で納付した記憶があるが、国民年金手帳をもらったかどうかや納付した保険料額は覚えていない。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳を交付されたことや保険料の納付方法、納付した保険料額を覚えておらず、加入手続や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は現在所持している年金手帳のほかに交付された手帳は無いとしており、その年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみ記載され、国民年金の手帳記号番号は記載されていない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から12年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年12月から12年9月まで

平成10年11月にA国から日本に入国して13年1月に結婚した。13年2月ころに夫とB社会保険事務所(当時)に行き国民年金の加入手続を行った。保険料は、あらかじめ夫がC銀行D支店で下ろし、加入手続のときに現金で申立期間の保険料30万円余りをさかのぼって一括で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年2月ころにその夫とB社会保険事務所に行き国民年金加入手続を行い、未納分の保険料30万円余りを夫が一括で納付したとしているが、申立人の基礎年金番号は14年5月7日に付番されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金加入手続はそのころに行われたと推認でき、加入時点では申立期間の一部は時効により納付できない。

また、申立期間直後の平成12年10月から14年1月までの国民年金保険料が、14年11月から15年3月までの現年度保険料と申立人の夫の14年11月から15年3月までの現年度保険料と合わせて時効間際の14年11月18日に納付されていること、当該時点で納付した保険料額は申立人が主張する金額とおおむね一致していること、及び保険料を一括納付したのは1回のみであるとしていることから、申立人はこのことと混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から59年4月まで

私が20歳になった時、実家の母が60歳になったら年金が受給できるので今から保険料を掛けていた方が良くと母と話をした記憶があり、厚生年金保険加入期間も含めて母が保険料を納付してくれていたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母が国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立期間の保険料を納付したとするその母は既に他界しており、保険料納付に関する証言が得られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金への加入は昭和59年5月29日に任意加入したことにより開始されており、申立期間中は資格取得がされていないためさかのぼって納付できない期間となる。

さらに、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年6月まで

平成3年4月ころ、母親に申立期間の未納分の国民年金保険料を毎月納付できるようA区役所で加入手続を依頼し、その後、郵送されてきた納付書により、私が未納分及び現年度分の保険料を毎月定期的に金融機関で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、平成5年7月ころであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

また、オンライン記録によると、平成3年6月分の納付書により5年8月5日に納付された国民年金保険料が過誤納保険料として時効直前の3年7月の国民年金保険料に充当されていることから、その時点から納付を開始したと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から48年1月まで  
昭和44年12月にA社に入社したが、会社が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入した。57年6月ころ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていたため、妻がB区役所C出張所（現在は、D区民事務所）の窓口で払い込みに行った。この時、国民年金手帳はもともと持っていなかったため再交付をしてもらい、申立期間の保険料を一括で10何万円を納付した。調べて国民年金の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻がB区役所C出張所の窓口で国民年金保険料を納付したとしているが、その妻は納付場所及び漠然とした納付金額以外は記憶が無く、納付状況が不明である。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和57年6月ころは、申立期間から9年以上経過しており過年度納付はできず、特例納付についても実施期間外である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 26 日から 35 年 2 月 1 日まで  
以前勤務していた会社から有限会社Aに転職した先輩から、新規事業でBの経験者が足りないのでは来ないかとの誘いを受け、昭和 34 年 4 月 26 日に同社に就職した。即戦力として採用されたので、見習期間はなかったはずだが、ねんきん特別便の記録では、同社の厚生年金保険の資格取得日が 35 年 2 月 1 日となっている。間違いなく 34 年 4 月 26 日から勤務していたので、厚生年金保険の資格取得日を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は申立期間において有限会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間前後に厚生年金保険の資格を取得した被保険者のうち照会可能な 12 人に照会したところ、回答があった 8 人の同僚のうち 4 人は、実際の入社日とオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日に差異があり、入社後 7 か月から 26 か月後に資格を取得していることが確認できる。

また、同僚の一人は、「入社してから 6 か月を経過しないと健康保険に加入できなかった記憶があり、自分は入社してから 7 か月後に健康保険に加入できた。」と供述している上、管理職であった同僚は、「社長が社会保険の適用責任者であり、試用期間を設けており、2、3 か月様子を見るのは当たり前だった。それに、社会保険の適用については、強制ではなかったという話を聞いた記憶があり、自分も入社日から 9 か月後に社会保険に加入した」と供述している。

さらに、事業主は、既に他界しており、申立人の申立期間における厚生

年金保険の届出、保険料控除及び当該事業所の社会保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 48 年 1 月 20 日まで  
被保険者記録照会回答票によると、申立期間に勤務した株式会社Aの記録が無いので、調査して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する辞令簿に、「昭和 47 年 6 月 21 日よりB勤務を命ずる」との申立人の辞令が確認できること、及び申立期間当時の同僚7人が「申立人は、申立期間ころ株式会社Aの本部事務所で仕入等の仕事をしていた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、申立期間に同社本部事務所で一緒に勤務していたとしている事務担当者については、当該事業所での厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、当時の事務担当者は、「株式会社Aでは、当時、入社後すぐに厚生年金保険の加入手続は行わず、会社の都合により加入しないこともあった。」と供述しているところ、当該辞令簿により、昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 31 日までの間に 52 人に発令された 71 件の辞令が確認できるが、申立人以外に、当該事業所での被保険者記録が見当たらない者が 17 人確認できる上、被保険者記録の確認できる 34 人の被保険者のうち 19 人については、厚生年金保険資格取得日より 1 か月から 3 年前に辞令が発令されていることが確認できることから、当該事業所では、入社後すぐに資格取得の手続を行わなかったことが認められる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる同僚に、厚生

年金保険料の控除について確認したところ、回答のあった9人のうち一人は、「昭和44年から46年までは臨時社員であったため、厚生年金保険には加入していなかった。厚生年金保険料は、正社員となった46年の途中から控除された。」と供述しているが、ほかの8人は、保険料控除について明確な記憶が無い。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の当該事業所での雇用保険被保険者としての記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案3262

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 昭和39年4月1日から43年10月10日まで

私は、A株式会社B工場を結婚のため退職した。退職後結婚式をひかえており日々忙しくしていた。そんな状況のなか脱退手当金を請求したことも受領した覚えも無い。

第三者委員会で調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年3月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年2月26日から34年7月10日まで  
② 昭和39年5月1日から42年10月6日まで

申立期間①については、体調不良で入院した後、自宅療養中、会社には行かずそのまま退職した。退職時に脱退手当金の手続はしていない。

申立期間②については、出産のため産休を取得して会社を退職したが、脱退手当金は受け取っていない。この際、厚生年金保険の被保険者証も受け取っていない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

2 申立期間①について、申立人のA株式会社の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが昭和34年8月14日付けで記録されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の34年9月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した昭和26年2月の前後となる25年から28年までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚12人の記録によれば、申立人を含む受給資格のある11人すべてに脱退手当金の支給記録がある

とともに、複数の同僚によれば、「女の方は、辞める時はみんな会社が  
手続をしてくれて脱退手当金をもらっていた。」と供述しているほか、そのうちの  
一人は「自分の場合は、脱退手当金の受取が銀行振り込みだったような気が  
する。」と述べている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、  
申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

- 3 申立期間②について、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは  
無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後  
の昭和42年11月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然  
さはうかがえない。
- 4 このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱  
退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 5 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、  
申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めること  
はできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月1日から56年4月30日まで  
入社の際に社会保険と雇用保険があると聞いていたし、実際に使ったこともある。年金記録が無いということだが何かの間違いであると思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA市にあった株式会社Bに勤務していたとしているところ、同社の雇用保険の被保険者記録から、申立期間のうち昭和53年11月8日から56年8月2日まで勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Bは健康保険厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、法人登記簿謄本に記載されていた代表取締役及びその妻は、申立人が勤務していた期間において、いずれも厚生年金保険の被保険者記録は無いほか、国民年金については代表取締役自身が未加入、その妻については加入となっている。

また、代表取締役及びその妻は既に死亡しており、申立人も当時の同僚について記憶していないことから、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人も給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 1 日から同年 12 月 18 日まで  
昭和 55 年 6 月から同年 11 月までの株式会社Aでの標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与の額より低いので、実際の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「オンライン記録の株式会社Aに係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与の額より低い。」と申し立てしているところ、同僚二人は、「申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当時の自身の給与の額と比較して低いと思う。」と供述している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間における標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められない上、申立人と同様の業務を行っていた同僚一人も、申立人と同時期に同様の標準報酬月額に減額されていることが確認できる。

また、当時の事業主及び同事業所が適用事業所に該当しなくなった昭和 60 年 4 月 1 日までの間の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、同僚一人は、「同事業所には実質的な経営者が一人おり、その者が従業員の給与の額を決めていたが、既に死亡しているため申立てに係る当時の状況を確認することができない。」と供述している。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年ころから 36 年 9 月ころまで  
② 昭和 50 年ころから 52 年ころまで

私は、昭和 34 年ころから 36 年 9 月に A に入社する直前まで、B 社 (C 店) に住み込み勤務していた。また、50 年ころから 52 年ころまで兄が社長を務めていた D 株式会社において E 課長を務めていた。社会保険庁 (当時) の記録では、この 2 つの年金記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したと主張する B 社は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことの実を確認することができない。

また、申立人は B 社を退社後の昭和 36 年 9 月 9 日付けで A に入社しているが、F が保管していた申立人が記入した履歴表の職歴欄には同社についての記載は無い上、申立人は当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

さらに、法務局において B 社の商業登記簿謄本は確認できず、G 商工会議所においても会員加入履歴は確認できなかった。

2 申立期間②について、申立人が勤務したと主張する D 株式会社は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことの実を確認することができない。

また、法務局において D 株式会社の商業登記簿謄本は確認できず、H

協会においても申立期間当時から現在までに加入していたことは確認できない。

さらに、申立人のD株式会社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

加えて、申立人は、昭和 56 年\*月\*日に死亡した申立人の兄が当時のD株式会社の代表取締役であったと記憶していることから、申立人の兄の厚生年金保険の被保険者記録を調査したが、申立人の兄にも同社に係る被保険者記録は確認できなかった。

なお、申立人の兄は、昭和 56 年 5 月 25 日から同年 8 月 25 日までの間、申立事業所とは異なる会社において代表取締役を務めていることが商業登記簿謄本から確認できるが、同年 8 月 25 日以降代表取締役を引き継いで務めた事業主は、「会社は既に解散しているため、申立期間当時の資料等は保管していないが、当時はまだ厚生年金保険には加入していないし、給料から保険料を控除していなかったはずである。」と供述している上、オンライン記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、58 年 2 月 1 日であることが確認できる。

また、事業所において、昭和 58 年 2 月 1 日から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員一人も、「54 年ころ、申立人の兄が個人経営で立ち上げ、そのころから、自分も誘われて、継続して勤務していたけれど、58 年 2 月以前は厚生年金保険には加入していなかったし、給料から保険料は引かれていなかった。」と供述している。

3 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 3270 (事案 1356 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 7 日から 34 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 4 月 15 日まで  
③ 昭和 35 年 8 月 18 日から同年 11 月 10 日まで

A 地の B (C 株式会社) に入社し、同社の寮に入り、申立期間は D で働いていた。健康保険証は入社後、すぐもらっていたので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。同社に 3 年間勤務したことは本当であるので、再度調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚から申立人の申立期間における勤務を推認できる供述を得られないこと、及び申立事業所である C 株式会社では申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保管していないとしており、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 11 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、新たに照会した同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、C 株式会社勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C 株式会社及び同僚からは、申立期間の申立人の厚生年金保険料の控除について、関連資料及び具体的な供述を得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月ころから 48 年 5 月ころまで  
私は、申立期間においてA市にあった株式会社Bに勤務していた。仕事の内容はC店（正確な名称は分からない）でDとして働いていた。本社は現在E市にある株式会社Fであった。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は期間の特定はできないものの株式会社Bに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所であったことの事実を確認することができない。

また、申立人が本社と供述している株式会社Fの事業主は、「Bは昭和46年12月から別会社になっており、申立人については、資料も無く分からない」と供述している。

さらに、株式会社Bは昭和49年5月31日に解散している上、当時の事業主の居所も不明であることから、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が無い上、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、株式会社Fの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、申立人の記録が見当たらず、申立期間における健康保険番号も連続しており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 22 日から 40 年 10 月 4 日まで  
私は、A 株式会社に B として申立期間勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時、一緒に勤務していた同僚が勤務を証言してくれるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚二人の供述により、申立人は、期間は特定できないものの、A 株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 株式会社の事業主は、申立期間当時の記録が保管されていないため申立人の厚生年金保険への加入及び保険料の控除状況は不明としながらも、当時の従業員の社会保険加入について、健康保険組合の実施する健康診断に合格した者を社会保険に加入させており、また、短時間労働者も加入させていなかったと供述している。

また、上記申立人が記憶している同僚二人は、いずれも A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の加入記録が無い上、当該同僚の一人は、「私の場合、入社時に会社から厚生年金保険に入るかどうか聞かれ、入らなければ保険料を給料に入れると言われた記憶がある。このため、私は A 株式会社に勤務していた期間は国民年金に加入していた。同社は希望者だけを加入させる会社だった。」と供述している。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における健康保険の整理番号は連番で欠番は無い上、申立期間当時、A 株式会社が加入していた C 組合の事務を引き継いだ D 協会 E 支部は、

当時の資料は保管されていないとしており、申立人が当該健康保険組合の組合員であったことを確認できない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年又は 46 年 3 月ころから同年 12 月まで  
昭和 45 年又は 46 年 3 月ころから同年 12 月までの期間において、A 区にあった B 株式会社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に係る具体的な供述及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が、B 株式会社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、B 株式会社は、昭和 43 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主によると「昭和 45 年から 46 年当時は個人で C をやっていて、私は国民年金に加入していた。雇用した従業員とは、健康保険及び年金保険は個人で加入するという契約を交わしていた。厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった期間について、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。」と供述している。

さらに、申立期間前に B 株式会社に勤務していたとする者は、「私が入社した昭和 44 年当時、B 株式会社の経営状況は悪く、B 株式会社に D を納めていた株式会社 E から来た従業員が勤務していた。仕事場は B 株式会社のみであり、勤務内容にも変更は無かったが、私の厚生年金保険被保険者の資格は株式会社 E で取得している。私は、申立期間前の昭和 45 年 3 月に退職した。」と供述しているところ、株式会社 E に係る健康保険厚

生年金保険事業所別被保険者名簿から、前述の従業員について厚生年金保険の被保険者記録を確認することができるが、当該名簿においても申立人の名前は見当たらない。

加えて、適用事業所名簿から株式会社Eは昭和45年4月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるほか、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同社において最後に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は、申立期間前の44年12月2日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から 9 年 7 月 31 日まで  
社会保険庁（当時）からの連絡により、有限会社Aにおける平成 2 年 1 月から 9 年 6 月までの厚生年金保険料の標準報酬月額が、同年 8 月 26 日付けで、当時の報酬月額に見合うものとなっていない金額に訂正されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 9 年 7 月 31 日以降の同年 8 月 26 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（2 年 1 月から 6 年 12 月までの期間は 36 万円、7 年 1 月から 8 年 9 月までの期間は 20 万円、同年 10 月から 9 年 3 月までの期間は 36 万円、同年 4 月から同年 6 月までの期間は 9 万 8,000 円）を 9 万 2,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、商業登記簿により、申立期間を含め有限会社Aの代表取締役であることが確認できる。

また、B 社会保険事務局（当時）から提出された同社に係る厚生年金特別会計債権消滅不納欠損決議書によれば、平成 12 年 3 月 24 日付けで厚生年金保険料、健康保険料等 287 万 9,811 円の不納欠損としての整理が行われていることが確認できる。

さらに、同決議書には、不納欠損としての整理に至るまで社会保険事務所（当時）と申立人及び同社顧問社会保険労務士との間で頻りに話し合いが持たれたことが記録されており、同事業所は申立期間当時、社会保険料の

支払を滞納していたと認められ、申立人が標準報酬月額の減額訂正に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 9 日から 46 年 3 月 27 日まで  
65 歳になったので社会保険事務所（当時）に行き、年金の裁定請求をしようとしたときに、申立期間の脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、私は脱退手当金を昭和 42 年 1 月ごろに 1 回は受給したことがあったが、その後は脱退手当金を請求したことも受け取った覚えも無いので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受け取っていないと主張しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 4 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 8 日から平成元年 1 月 11 日まで  
私は、株式会社Aの面接を受けた際、会社から、正社員として採用し厚生年金保険の手続も取ると説明されたので、昭和 63 年 2 月に同社へ入社してすぐに年金手帳を代表者に渡したところ、1 週間くらいして手帳を返してくれた。当然、厚生年金保険の加入手続は終わっているものと思っていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 63 年 2 月 8 日から平成 2 年 9 月 25 日まで申立事業所に継続して勤務していたこと、及び株式会社Aが提出した申立人に係る人事記録（申立人の履歴書及び労働者名簿）から、申立人が昭和 63 年 2 月 8 日に申立事業所に入社したことが確認できる。

しかしながら、事業主である株式会社Aの代表者は「申立事業所が厚生年金保険に加入したのは、申立期間後の平成元年 1 月 11 日であり、申立人の申立てどおりの厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出は行っていない上、申立期間の保険料を給与から控除して納付したかどうかは不明である。」としている。

また、申立事業所が厚生年金保険に加入したのは、事業主の供述どおりの平成元年 1 月 11 日であることが申立事業所に係るオンライン記録から確認できるところ、申立期間当時、申立事業所に勤務していた同僚数人は、申立事業所の厚生年金保険の加入は同年 1 月 11 日で、申立期間に厚生年

金保険料は控除されていなかったと供述しており、申立期間当時、申立人と同時期に申立事業所に勤務していた同僚と推認できる8人のうち、4人については、申立人の申立期間においては国民年金に加入して保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 31 日から 60 年 2 月 21 日まで  
ねんきん特別便によると、有限会社Aに勤務していた期間のうち、昭和 59 年 3 月 31 日から 60 年 2 月 21 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間は、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、有限会社Aに勤務していたことは、複数の同僚の供述から推認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、同社での資格取得日は昭和 58 年 4 月 1 日、離職日は 59 年 3 月 30 日の記録が確認でき、申立期間の加入記録は確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、資格取得年月日は「58. 6. 1」、標準報酬月額は 34 万円、資格喪失年月日は「59. 3. 31」、喪失の受付年月日は「59. 4. 5」と記入され、健康保険証が返納されていることを示す証返納欄の「返」が丸で囲まれていることが確認できるほか、再取得した際に、新たな手帳記号番号が付番されたことも確認できるが、当初の手帳記号番号に訂正され備考欄に「重消（手帳記号番号重複取消）60. 5. 28」と押印されており、取得年月日についても「60. 4. 1」と押印されているところ、「60. 2. 21」と訂正され備考欄に「取訂（取得日訂正）60. 11. 26」と押印されていることが確認できる。

さらに、申立人の前夫である元事業主は、「申立人は経理事務と社会保険事務を担当していたが、景気が悪く社会保険料を滞納したことがあり、その際社長の給料を下げた上、申立人を扶養にしたと思う。」と供

述しているところ、保存記録回答票によると、申立人は、前夫の被扶養者であったこと及び当該扶養の認定解除日は昭和 60 年 2 月 21 日であったことが確認できる。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、元事業主の標準報酬月額は、申立人の資格喪失の受付年月日である昭和 59 年 4 月 5 日と同じ同年 4 月に 47 万円から 36 万円に引き下げられていることが確認できる。

加えて、有限会社 A は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月ころから 43 年 6 月 21 日まで  
社会保険庁（当時）の記録では、株式会社A総本社B出張所の厚生年金保険の資格取得日が昭和 43 年 6 月 21 日となっているが、実際には、42 年 10 月に入社したはずである。なぜなら、その年の 10 月は気温が高く、C地出身の私には異常に思えたので、隣にいた先輩にそのことを聞いた記憶がある。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、「株式会社A総本社（現在は、株式会社D）のほかの営業所の同僚社員を観光案内した際撮影した。」とされる記念写真（撮影日は、昭和 43 年 6 月 6 日）、雇用保険の被保険者記録（資格取得日は、43 年 5 月 21 日）及び同僚の供述から、申立人が、オンライン記録にある厚生年金保険の資格取得日以前から同社B出張所に勤務していたことは認められる。

また、株式会社D（本社）が保有している「社員名簿」により、表紙に「昭和 44 年 6 月 1 日調」と記載があることから、期間の特定はできないものの、申立人の株式会社A総本社B出張所における勤務実態は推認できる。

しかしながら、株式会社D（本社）は、「同社B出張所においては、申立期間当時、入社した社員に3か月間の試用期間があった。」と供述しているところ、オンライン記録により、同社B出張所において、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚3人のうち二人が、「自身の同社における厚生年金保険の資格取得日は入社後3か月経過してからであった。」としており、ほかの一人は、「当該事業所には入社時に

6か月くらいの試用期間があったと思う。」と供述している。

さらに、株式会社D（本社）は、申立人の厚生年金保険の資格の取得及び喪失に関する届出について申立てどおりの届出を行っていたか否かについては不明としている上、申立人の申立期間に係る給与からの保険料控除についても、当時の関係資料を保管していないため不明と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 12 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、株式会社A（現在は、株式会社B）C支社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和 44 年 12 月 1 日となっているが、同社には 43 年 10 月 1 日から勤務しており、被保険者期間が 14 か月空白となっている。同日から同社に勤務したことを証明する在籍証明書を所持しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する株式会社B発行の在籍証明書により、申立人が、申立期間において、株式会社Aに勤務していたことが認められる。

しかし、株式会社Bは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び給与から保険料を控除していたことを確認できる資料等を保管しておらず、これを確認することができない。

また、申立期間に株式会社AのC支社において、被保険者記録を有する同僚8人、及び申立人と同じく昭和44年12月1日に同支社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚13人を確認したところ、二人が既に死亡しており、14人が住所不明等で供述を得ることができず、所在が判明した5人に照会したところ、一人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の有無について、「不明。」としており保険料控除に係る供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人を含む16人が昭和44年12月1日に資格を取得していることが確認



できるところ、申立人が、申立期間の上司であったと供述する同僚及び別の営業所の同僚であった供述とする者の被保険者資格取得日も同日となっており、回答があった上記同僚は「会社が設立した際から勤務していたが、当時は営業所ごとに独立採算制をとっていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 12 月 1 日まで  
昭和 61 年 4 月からアルバイトでA株式会社に入社し、その後、社員として継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の雇用契約書、給与台帳及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚は、給与台帳における入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致しない。

また、A株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険関係の資料は処分していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除等については不明であるとしている上、同僚からも、厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、B市役所の記録によると、申立人に係る国民健康保険の被保険者記録が昭和 58 年 1 月 22 日から平成 3 年 12 月 2 日まで確認できる上、申立人のC組合及びD基金の資格取得日（平成 3 年 12 月 1 日）は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月ころから 46 年 1 月 4 日まで

A 社会保険事務所（当時）で B 株式会社（C 村）に勤務した昭和 44 年 2 月ころから 46 年 1 月 4 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録について照会すると、自分が事業主に紹介して入社させた友達の D 氏は厚生年金保険の被保険者記録があるのに、自分の記録は無いと言われた。

自分も D 氏も同じ運転手であったのに自分だけ記録が無いというのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 株式会社の申立期間当時の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことがわかる。

しかし、B 株式会社の同僚 5 人に照会し回答のあった 3 人のうち二人は、「B 株式会社は E をしており申立人を含め運転手が 3 人いたが、申立人は、毎日会社へ出勤して F ではなく、G をしており、自分達とは働き方が違っていた。」と供述している。

また、商業登記簿謄本によれば、B 株式会社は平成 3 年 3 月 31 日に解散し給与台帳等の資料は保存されていない上、当時の事業主は他界しており、照会した役員 3 人（申立期間後に事業主となった取締役を含む）からも回答を得ることができず、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、B 株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日まで  
昭和 48 年 4 月 1 日から 53 年 10 月 25 日まで A 株式会社勤務し、この間、厚生年金保険料を控除されているが、社会保険庁（当時）の記録では加入月数が 66 か月で、53 年 10 月が被保険者期間となっていない。入社月の 48 年 4 月から退社月の 53 年 10 月までの厚生年金保険料が控除されているのは、所持している給与明細書で明らかなので、同年 10 月も被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 株式会社の昭和 48 年 4 月分及び 53 年 10 月分の給与明細書により、控除方法が明らかでないものの、申立人が同社に入社した 48 年 4 月から、退社した 53 年 10 月まで厚生年金保険料を控除されていたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人は、A 株式会社における退職日は、昭和 53 年 10 月 25 日であったとしており、このことは雇用保険の被保険者記録及び A 株式会社が保管する申立人の退職願等からも確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 53 年 10 月 26 日であり、申立人の主張する同年 10 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。